

令和6年第4回

東大和市農業委員会総会議事録

令和6年4月25日

東大和市中心公民館 202 学習室

東大和市農業委員会

令和6年第4回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月25日（木）午後2時00分

場 所 東大和市中心公民館 202学習室

招 集 者 東大和市農業委員会 会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第10号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第11号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第12号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願
について

日程第7 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行
っている旨の証明願について

出席委員（14名）

1 番 原 章 記	2 番 和 地 毅
3 番 橋 本 訓 夫	4 番 小 林 由美子
5 番 杉 本 実	6 番 栗 原 勇
8 番 内 野 雄 文	9 番 真 野 春 男
10 番 橋 本 翔 吾	11 番 内 野 博 司
12 番 大 熊 和 春	13 番 岩 田 高 雄
14 番 内 野 純 子	15 番 西 川 慶 子

欠席委員（1名）

7 番 町 田 悦 郎

出席した職員

係 長 小 川 圭

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は、町田委員から欠席の連絡があり、14名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望者はありません。

以上でございます。

◎会長挨拶

会 長 皆様、こんにちは。

うまかんべえ～祭の際は、お陰様で天候に恵まれましてお休みのところ2日間お手伝いをいただきましてありがとうございました。

集客について、20日は31,000人、21日は35,000人、合計66,000人となりました。最盛期の80,000人以上の集客には及ばないものの、まあまあ安定してきたと思われます。また、枝豆の苗の配布については、528本ということで、昨年より100本近く増えております。

皆さんもお気付きのように、リピーターが非常に多いというのがよくわかりました。お買い求めいただいたお客様の中には、今年も楽しみにしていたという方もおり、市民の関心も高まって来たと感じています。

東日本大震災から既に13年が経過し、風評被害という言葉自体、死語に近い状況で、魚介類については一部輸入禁止をしている国も残ってはおりますが、特に農産物についてはその影響は薄れていると感じています。

そんな状況のなか、会津よつば農協については、そろそろ考える時期に来ていると私自身考えておりますが、リピーターの方も多いので年末辺りに皆さんと協議し、来年に向け決めたいと思っています。

うまかんべえ～祭の終わったあと、数日は肌寒い日もありましたが、ほとんどの農家さんは夏野

菜の作付けに忙しい時期かと思います。

また、今日あたりも急激に気温が上がるようですので、暑さに負けず、実り多い収穫を期待しております。

以上でございます。

◎開 会

議 長 ただいまより令和6年第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について事務局より報告をいたさせます。

小川係長。

係 長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第7までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第10号 農地法第3条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い2件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、５番、杉本 実委員、８番、内野雄文委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告について

議長 続いて、日程第２、会長諸報告をいたします。

４月９日は、武蔵野市役所に於いて井上事務局長も出席し、北多摩地区農業委員会連合会の理事会が開催されました。

理事会の主な内容としては、５月２０日に開催される北多摩地区農業委員会連合会の総会に向けての監査および総会の資料についての協議を行いました。

４月１８日は、納税猶予農地の現地調査を３件行いました。

４月１９日は、東京都農業会議の理事会、常設審議委員会が開催されました。そのあと、東京都農林水産部に出向き、令和６年度農業支援事業について説明がありました。詳細については後ほど説明いたします。

その後、各地区代表者６名で令和７年度東京農業確立に関する意見書の提出ということで、都知事室、産業労働局長室、農林水産部長室を訪問し令和７年度の農業政策について意見書を提出しました。当日は時間が超過したため、自民党、都民ファーストおよび各議会への提出は後日となりました。

以上でございます。

◎報告第１０号

議長 続きまして、日程第３、報告第１０号 農地法第３条の規定による届出１件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 報告第１０号 農地法第３条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第１０号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和６年４月２５日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第10号 農地法第3条の規定による届出1件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第10号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第11号

議 長 続きまして、日程第4、報告第11号 農地法第4条の規定による届出2件について専決
処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第11号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年4月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第11号 農地法第4条の規定による届出2件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第11号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎報告第12号

議 長 続きまして、日程第5、報告第12号 農地法第5条の規定による届出2件について専決
処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 報告第12号 農地法第5条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。
朗読いたします。

報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年4月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第12号 農地法第5条の規定による届出2件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第12号 農地法第5条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

◎議案第6号

議 長 続きまして、日程第6、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明
願い2件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 議案第6号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることについて農
業委員会の意見を求める。

令和6年4月25日、東大和市農業委員会長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者１は、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、上北台１丁目にごございます畑１筆、面積は、 239 m^2 となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会いのもと岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局２名が現地調査を行いました。

現在農地では、トウモロコシ、ダイコン、ジャガイモ、ニンジン进行栽培していることを確認いたしました。

続きまして申請者２は、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の妻であります。

特例適用農地につきましては、蔵敷２丁目にごございます畑１筆、面積は、 773 m^2 となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の子の立会いのもと岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局２名が現地調査を行いました。

現在農地では、ネギ、ブロッコリー、ハウレンソウ、ニンジン、タマネギ、ノラボウ、ジャガイモ等を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者であることの証明願いに２件についてご説明をさせていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。

先ず申請者１について審議いたします。

生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事状況について報告を求めます。

芋窪地区担当 橋本訓夫委員。

橋本訓夫委員 被相続人につきましては、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

以上でございます。

議 長 ご報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

議 長 続きまして申請者2についてですが、本事案については、内野雄文委員のご親族の事案です。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されておりますので、一時退席をお願いします。

(内野雄文委員退席)

議 長 それでは、申請者2番について審議いたします。生前被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から被相続人の農業従事の状況について報告を求めるところでございますが、蔵敷地区担当委員が内野雄文委員本人であるため、私より報告いたします。

岩田委員 被相続人につきましては、生前、農業に従事していたことをご報告いたします。

議 長 本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

以上で申請者2の事案について審議を終了いたします。

ここで内野雄文委員の議事参与を解除いたします。

(内野雄文委員着席)

◎議案第7号

議長 続きまして、日程第7、議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件について、ご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたします。

小川係長。

係長 それでは、議案第7号につきまして、朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年4月25日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者につきましては、相続人欄に記載されておりますとおり被相続人の妻であります。

特例適用農地につきましては、蔵敷2丁目にございます畑3筆、合計面積は、2627㎡となっております。

次のページは、位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会いはなく、岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局2名で現地調査を行いました。

現在は、農地では、インゲン、ジャガイモ、キュウリ、エダメメ、タマネギ等を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件について、ご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 朗読および説明をいたしました。本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

それでは、審議いたします。

ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(特になければ)

議長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を閉会といたします。

(午後 2時33分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署 名 委 員

署 名 委 員